

## フィンランドにおける障害のある子どもの教育と職業教育

徳 永 豊 ・ 齊 藤 宇 開

(企画部) (教育支援研究部)

### I. フィンランドとその学校教育について

#### 1. フィンランドの基本情報

人口は、約520万人であり、人口密度は平方キロあたり17人であり、人口の76%が都市部に、24%は農村部に住む。ラップランドに居住するサーミ人は6,500人である。日本の人口が約1億3千万人であり、25分の1となる。北海道の人口が約570万人で、それよりも少ない。面積は、33万8千キロ平方メートルであり、日本とほぼ同じで、国土の1/4は北極圏内にある。68%が森林、10%が湖沼。188,000の湖の大部分は湖水地方にある。また、南西海岸沖には40,000以上の群島が点在する。公用語は、フィンランド語(92%)とスウェーデン語(6%)である。

#### 2. フィンランドの教育

図1にフィンランドの学校教育の構造を<sup>1)</sup>、また表1に基本的なデータを示した<sup>2)</sup>。教育予算は総予算の11.9%である。義務教育は7歳から9年間であり、基礎教育(Basic Education)である。就学前に、学校や幼稚園における就学前教育が実施されている。基礎教育の後には、一般中等教育と職業中等教育に分かれる。それ以降は、総合大学と技術専門大学となる。構造として、大きくは一般教育と職業教育という区分と考えられる。基礎教育を修了した後は、職業中等教育に進む生徒の数が多。

フィンランドの教育政策の目標は、「年齢、地域、経済状況、性別、言語に関わらず、すべての国民に等しい教育の機会を提供すること」とされていて、原則として、就学前教育、基礎教育、中等教育段階では、授業料、福利サービス、学校給食などを無料で提供している。就学前教育、基礎教育では、教科書や教材を、また基礎教育では、交通費を提供している。国土が広く、人口密度が小さいために移動が大きな課題となっている。

中等教育段階になると、いずれかの進路を選択することが求められていて、一般教育なのか職業教育かの選択において、正しく適切な選択ができるように、個々のカウンセリングを充実させるなど支援を強化している。

公用語がフィンランド語とスウェーデン語であり、言語的なマイノリティの課題については、5%の子どものためのスウェーデン語の基礎教育学校、中等教育学校、大学等

の高等教育機関が教育を提供している。どちらの言語の場合でも、それに対応した教育の機会を提供している。サーミ語による教育(特にラップランドなど)を提供する義務がその地域の教育委員会にある。さらに、少数言語、また手話による教育の提供の義務もあり、個に応じた教育の手段、方法が確立している。

#### 3. 教育行政について

教育省(Ministry of Education)が国の教育の責任を持つ。教育省と連携し、国家教育委員会(The National Board of Education)が基礎教育、中等教育、成人教育の目的や内容、指導方法の向上に努めている。6つの州(province)には、教育文化部門があり、その教育を所轄している。さらに地方教育局があり、学校教育を提供する上で重要な役割を果たしている。

教育経費については、公的資金で負担していて(2001年で、基礎教育で97%、一般中等教育で92%、職業中等教育で83%)、国家教育委員会が定めた国家コアカリキュラムと資格ガイドラインに従う。私立学校も公的資金を受けていて、地方教育局の指導助言下にあり、国家コアカリキュラムと資格ガイドラインに従う。

この公的資金については、国が57%、地方教育局が43%を拠出している。これらの資金の効果的な活用については、第三者の学校訪問による査察(inspection)ではなく、自己評価と外部評価によってチェックされている。妥当な資金の活用だけでなく、カリキュラムの実施状況も含まれ、学校の自主性(autonomy)や教師の専門性や努力に高い信頼が置かれている。

表1. フィンランドにおける学校数と児童生徒学生数<sup>2)</sup>

	学校数	児童生徒学生数
基礎教育学校	3,953	596,000
一般中等教育学校	441	129,000
職業中等教育学校	290	160,000
技術専門大学	31	118,000
総合大学	20	163,000

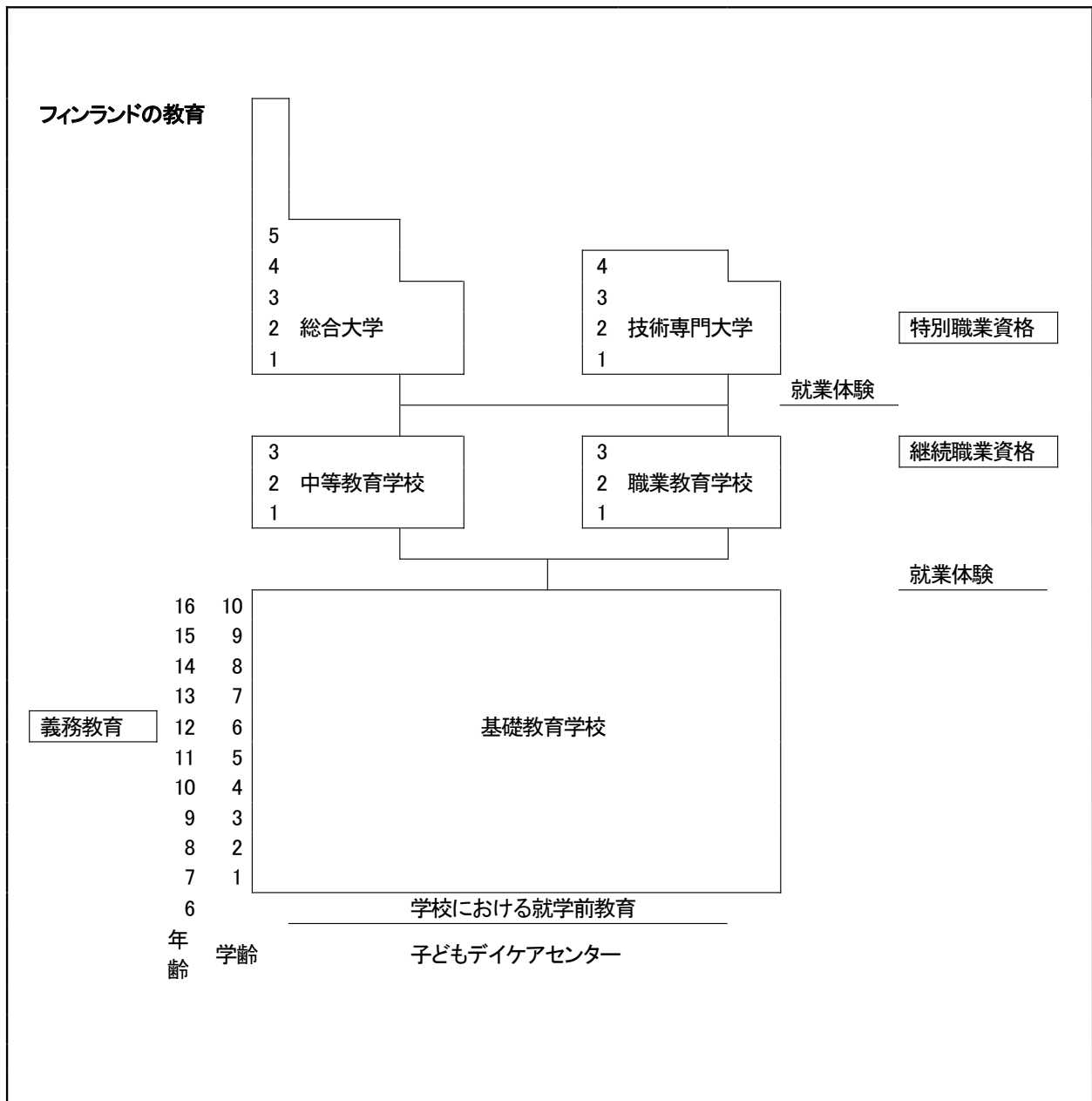


図1. フィンランドの教育制度

#### 4. 就学前教育と基礎教育

誕生から6歳まで、わずかな負担で、デイケアセンターや民間デイケアセンターに通うことができる。2001年から6歳になると無料の就学前教育を受ける権利を持つようになった。その際に、地方教育局は、学校が提供する就学前教育か、デイケアセンターが提供する教育かを定めることができる。2002年において、98%の6歳児が就学前教育を受けている。

基礎教育は、9年間で、最初の6年間は学級担任が授業を行い、後の3年間は、教科の教師が授業を行う。7歳の誕生日を迎える年には、義務教育を受けなければならない、1%の子どもが資格審査を受け、1年早く義務教育を受けている。

## II. フィンランドの特殊教育について

### 1) 特殊教育の歴史の変遷<sup>4)</sup>

フィンランドの特殊教育は、大きく5期に分けられる。

第1期は、1921年に義務教育法が施行されるまでであり、日本より30年程度早く法的に規定された。特別学校については、聾学校在1840年代に、盲学校在1860年代に、肢体不自由学校在1890年代に、慈善団体が提供する教育として、個別の教育が展開されている。

第2期は、1921年の義務教育法から第2次世界大戦終戦までであり、義務教育法は、知的障害者を除いて、全ての国民に義務教育を規定している。

第3期は、第2次世界大戦終戦から1972年の基礎学校

の改革までであり、障害のある人へのケアの発展、医療的なケアとリハビリテーション、職業リハビリテーションが確立し、特殊教育の量的拡大と専門化の時期である。1940年から1960年にかけて、障害に応じて修正した教示、パートタイム補習が展開された。これらは、通常の学級の授業にはつながりのない発想であり、治療教育的なアプローチであった。対応していた障害の幅は、身体的、機能的な障害であり、障害のある子どもは、そうでない子どもと異なるので、その教育も通常の教育とのつながりがないうちで検討された。つまり、ニーズに応じて対応、分離して、同じタイプのグループ化による対応であり、より高度に専門化し、分離される傾向が強くなった。1970年頃よりノーマライゼーション、インテグレーションの哲学が広がり、機会均等が強調された。通常の授業への参加、社会参加を視点に、インテグレーションをめざした。その動きは、教育の質の改革、基礎学校教育の改革につながり、基礎教育は、幅広い子どもに対応することが求められた。つまり、基礎学校教育の柔軟性が求められた。

第4期は、1983年基礎教育法からであり、全ての子どもに義務教育が実施された。1985年に、ナショナルコアカリキュラムが規定されて、教育におけるシラバスの区別化、個別化が強調された。年齢、学習能力による個別化、また基礎教育とのつながりの中でのカリキュラム構成が強調された。知的障害についても、特別学校が設置され、1985年に、重度知的障害についても福祉サービスから教育へ、1998年に重度知的障害でも基礎教育学校でとされた。

第5期は1990年代からであり、特殊（特別支援）教育の評価が課題となった。評価から、国家発展政策（National Developmental Measures）が打ち出され、地方のサービスシステムの統合が行われた。1998年の基礎教育法により、教育の質の向上、教育サービスの機会均等が目指された。その結果、形式やグループに分ける授業の廃止や均等に適用可能な教育の提供（equally applicable to education）が実現し、地方の決定権の増大、組織の活動の縛りを解放し、教育上の手続きの縮小が強調された。

その結果、「コストにもとづく基準」から「計算にもとづく基準」へ評価が転換され、国家の目標に向かっての活動を、自主的主体的に取り組むこととなった。それに伴って、①教育の成果重視、②教育の質、継続的な評価、③生涯学習の原則の実現が大きな目標とされた。

## 2) 特殊教育の現状

1999年における特殊教育のデータを表2に示した。特別学校等の形態で教育を受ける児童生徒の割合は、3.70%である。この数値は、日本や英国と比較すれば高い。

特別学校については、1991年には362学校あった

表2. 特殊教育のデータ (1999)<sup>5)</sup>

義務段階の児童生徒数	583,945
特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合	17.80%
分離された形態で教育を受けている割合	3.70%

が、2002年には250学校(1998年には特別学校が284校、2000年には、基礎教育段階を含む特別学校が260校で、国立が15校626人、自治体立が238校11,164人、私立が7校243人)であり、特別学校そのものは減少傾向にある。一方、特別教師については、1994年には3,290人であったが、2002年には3,685人と増加していて、さらに2002年には1,220人のアシスタントがいた。特別学校以外で、特別教師が活躍していることが推測される。

特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合については、17.80%と高い。日本がLD等を含めて、7.8%であり、日本が想定している児童生徒の2倍以上である。

OECD (1995) による1987年のデータからは、特殊教育サービスを受けている割合が17.08%であり、その中で、パートタイムサービスが14.3%、特別学校、特別学級が2.7%とされている。この段階で、特別学校が1.85%、特別学級が0.83%、教育外が0.14%であった。

障害ごとの特殊教育サービスを表3に示した。読み書き困難、話すことの困難を合わせると、69%となり、3分の2以上を占めることがわかる。

OECD (2004) のSENDDDでは、特殊教育サービスを必要とするカテゴリーとして、「障害」「困難さ」「社会的不利」を使用していてフィンランドは「障害」に「中度知的障害」「重度知的障害」「聴覚障害」「視覚障害」「肢体不自由」「他の障害」の6カテゴリー「困難さ」に「情緒社会性障害」「話すことの困難」「読み書き困難」「話す・読み書き困難」「算数困難」「外国語困難」「一般学習困難」「情緒社会性困難」「他の困難」「補修教育」の10カテゴリーを挙げ、これらの困難については、パートタイムで対応す

表3. 特殊教育サービスの内訳  
(OECD, 1995)

読み書き困難	43.0%
話すことの困難	26.0%
情緒社会性困難	12.0%
軽度知的障害	8.0%
中度知的	2.4%
肢体不自由	1.2%
聴覚障害	0.9%
視覚障害	0.2%



図3. 文化コース（工芸とデザイン）の生徒



図2. クハンコスキ特別職業センター（学校）

るとしている。さらに、「社会的不利」については、「移民補修教育」のカテゴリーを挙げている。

### Ⅲ. フィンランドの障害のある生徒の職業教育と生涯学習

#### 1) 職業教育 (Vocational Education) と職業特別教育 (Vocational Special Education)

基礎教育学校で9年間の義務教育を終了した生徒は、その後は中等教育学校、又は職業教育に進学する。これらの教育の授業料は無料であり、2002年でこの年齢段階の子どもの55%が一般中等教育学校で、37%が職業中等学校で教育を受けている<sup>3)</sup>。これらの教育を修了することが、次の高等教育進学条件となる。職業教育は、健康社会福祉サービス (Health and Social Services) コースや工業技術・交通 (Technology and Transport) コースなど7つのコースから構成されていて、52の職業資格に対応している。

この職業教育の一部として特殊教育が提供されていて、その目的は能力に応じた職業資格を得ること、継続した学習の機会を提供すること、社会の一員として基礎的な知識や技能を身につけることや自分の人生を管理運営することとされている。この特殊教育は、通常の職業教育学校で提供される場合と職業特別学校等で提供される場合があり、可能な限り生徒の個々のニーズに応じた教育を提供している。

#### 2) クハンコスキ特別職業センター（学校）(Special Vocational Center in Kuhankoski)

クハンコスキ特別職業センター（学校）は、この職業教育特別センター（学校）のひとつであり、また国が運営する13の職業教育特別センター（学校）のひとつである。

この学校は、フィンランド第5の都市であるユバスキュラにあり、街の中心から車で45分程度の場所にある。2003年で在籍生徒数が150名、16歳から19歳の生徒からなり、特別なニーズのある生徒に対して職業教育を提供している。準備学年（1年、又は2年又）と職業教育の3年のコースが基本であり、大人になって再度学び直すために入学する障害のある人もいる。寄宿舎もあり、本校のある敷地以外に、9カ所に分教室があり、それぞれの職業教育を行っている。

コースとしては、文化コース（工芸とデザイン）、自然資源コース（森林管理や園芸）、社会サービスコース（社会ケア）、観光、接待、家事コース（清掃や調理）が準備されている。

#### 3) アウラ職業教育施設分室 (Arla Institute)

ツェルクから60キロ郊外にあるアウラ職業教育施設 (Arla Institute) は、聴覚障害、難聴、言語困難 (disfatic) やコミュニケーション障害のある人々、また精神疾患から回復期にある人々に対して、個々のニーズに応じて、職業教育を提供している。近年は知的障害の人が教育を受けることが増えてきて、約半数は知的障害である。この施設には、183人が在籍している。

ツェルクにある分教室は、障害のない生徒を対象とするツェルク職業教育施設にある。この分教室は、知的障害のある人に対して、社会ケア・健康ケア領域のコースを提供していて、8名の生徒（大人）この教室で学んでいた。この取組は、1998年にユバスキュラ大学で施行されたOn Campus プログラムを参考に、1999年に始まったものであり、通常の職業教育施設で障害のある人を受け入れて、教育を展開する試みである。アウラ職業教育施設から、2人の教師がここに派遣され、教育の調整を行っている。



図4. 実習のためのベットと人形

ここで学ぶことで、看護師アシスタントや幼稚園、老人ホーム病院でのヘルパーの資格を得ることができる。年に2回、6週から8週間の実習があり、幼稚園、老人ホーム病院等が実習先である。就職を見つけるために、ツェルク職業教育施設のシステムを活用している。

入学希望者が多く、8名が定員であり、常時20名程度の希望者がいて、面談や諸検査で、選考している。

生徒にインタビューしたが、20歳前の生徒から40歳程度の生徒まで幅が広く、ここで教育を受けられるようになったことを喜んでいて、終了して職につきたいと希望を持って語っていた。

#### IV. おわりに

ここでは、フィンランドの教育の制度、教育行政について整理し、また障害のある子どもの教育について、その現状について述べた。さらに、障害のある生徒の職業教育を取り上げ、特徴ある取組を展開している学校を取り上げた。

フィンランドにおいては、公的な学校制度として、特殊教育が明確に区別されずに、その取組を充実させている点、特別な教育的ニーズのある児童生徒の割合について17.80%と高い点が特徴的であった。

#### 謝辞：

本調査は、科学研究費補助金研究「知的障害のある人の



図5. インタビューに協力してくれた生徒たち

生涯学習における支援プログラムの開発に関する研究—社会及び個人のヒストリーとネットワークの検討による—代表者小塩允護（教育支援研究部）の研究で行ったものの一部をまとめた。関係者に記して感謝申し上げます。

#### 文献：

- 1) Ministry of Education (1999) Education in Finland, Basic Education. ISBN 952-13-0586X
- 2) National Board of Education (2004) Education in Finland. ISBN 952-13-1922-4
- 3) Ministry of Education (1999) Education in Finland, Vocational Education and Training. ISBN 952-13-05789
- 4) Eurybase the Information Database on Education System in Europe, Finland, Special Educational Support. [http://www.eurydice.org/Eurybase/frameset\\_eurybase.html](http://www.eurydice.org/Eurybase/frameset_eurybase.html)
- 5) EADSNE (2003) Special Education across Europe in 2003, Trends in provision in 18 European countries. European Agency for Development in Special Needs Education
- 6) OECD (1995) Integrating students with special needs into mainstream schools
- 7) OECD (2004) Equity in Education: Students with Disabilities, Learning Difficulties and Disadvantages .

# Education for children with Disabilities and Vocational Special Education in Finland

**Yutaka Tokunaga** • **Ukai Saitou**

(Department for Policy and Planning) (Department for Educational Support Research)

The purpose of this paper was to introduce general educational system and educational administration, educational provision for children with disabilities in Finland. The historical review and situation of education for children with disabilities were discussed. In Finland 1999, the rate of children with special educational needs was 17.8%, and the rate of children who were educated in special school was 3.7%. 43% of children with special educational needs were children with mild learning difficulties, specific learning difficulties. In Finland after basic education, students are eligible for general and vocational upper secondary education. Vocational Special Education is a part of this vocational education. Vocational special education for students with intellectual disabilities were examined based on the practices in two schools, Vocational Center in Kuhankoski and Arla Institute.